



2024年6月14日

各位

会社名 大和ハウス工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 芳井 敬一
(コード: 1925 東証プライム市場)
問合せ先 常務執行役員 山田 裕次
電話番号 (06) 6225 - 7804

劣後特約付サステナビリティ・リンク・ローンによる資金調達のお知らせ

当社は、2024年3月22日にお知らせしました第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）（以下、第1回公募ハイブリッド社債）の初回任意償還日における期限前償還にあたって、その借換資金となる劣後特約付サステナビリティ・リンク・ローン（以下、本ローン）の契約を締結しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 本ローンの特徴

本ローンは、資本と負債の中間的性質を持つハイブリッドファイナンスの一形態であり、負債であることから一株当たりの株式価値の希薄化は発生しない一方、利息の任意繰延、超長期の償還期限、清算手続及び倒産手続における劣後性等、資本に類似した性質及び特徴を有しております。このため、当社では株式会社格付投資情報センター（R&I）及び株式会社日本格付研究所（JCR）よりそれぞれ、資金調達額の50%に対して資本性の認定を受けることを見込んでおります。

また、本ローンは、2024年4月発行のサステナビリティ・リンク・ハイブリッド・ボンドと同様に、「脱炭素社会」及び「環境と企業収益の両立」と資本政策の実現をさせるべく、劣後特約を付したサステナビリティ・リンク・ハイブリッド・ローンとしています。第7次中期経営計画で掲げる「事業活動」や「まちづくり」における温室効果ガスの排出量削減率を重要業績評価指標（KPI）として、その貢献度合いを測るために2027年度の目標（SPTs）を使用します。

当社では、所定の判定日（2028年8月末）における未達成の項目に応じて、環境保全活動を目的とする団体への寄付や排出権の購入に資金調達額の一定割合を充当します。

2. 本ローンの概要

(1) 調達金額	400億円
(2) 契約締結日	2024年6月14日
(3) 実行日	2024年9月25日
(4) 弁済期日	2059年9月25日 但し、2029年9月25日以降の各利払い日に、元本の全部または一部の期限前弁済が可能

(5) 資金使途	第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）の償還資金の一部に充当予定	
(6) 借換制限	本ローンを期日前弁済する場合、期限前弁済を行う日以前12ヶ月間に、本ローンと同等以上の資本性を格付機関から認められた調達資金にて本ローンを借り換えることを意図している。 但し、期限前弁済時において、一定の財務水準を満たす場合には、格付機関から同等以上の資本性を認められた調達資金による本ローンの借り換えを見送る可能性がある。	
(7) 利息支払いに関する条項	任意に利息の支払いを繰り延べすることが可能	
(8) 劣後特約	本ローン契約に定める劣後事由（清算、破産、更生手続、再生手続等）が発生した場合、本劣後ローンの弁済順位は全ての上位債権者に劣後する。 本ローン契約の各条項は、上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならない。	
(9) 格付機関による資本性評価（予定）	株式会社格付投資情報センター（R&I）：クラス3・50% 株式会社日本格付研究所（JCR）：資本性「中・50%」	
(10) KPI	・事業活動における温室効果ガス排出量（以下、事業活動排出量）削減率（2015年度比） ・まちづくりにおける温室効果ガス排出量（以下、まちづくり排出量）削減率（2015年度比）	
(11) SPTs	・SPT1 事業活動排出量 2027年度59%削減（2015年度比） ・SPT2 まちづくり排出量 2027年度56%削減（2015年度比）	
(12) 本ローンの特性 *1	SPTsが判定日において未達成の場合、環境保全活動を目的とする公益社団法人、公益財団法人、国際機関、自治体認定NPO法人、地方自治体やそれに準じた組織に対して寄付を実施、又は排出権（CO2削減価値をクレジット・証書化したもの）を購入します。	
	判定日	2028年8月末
	充当額	・SPT1が未達成 調達金額の0.05% ・SPT2が未達成 調達金額の0.05%

*1 何らかの事態が生じ、判定日にSPTsの達成状況の確認ができない場合には、SPTs未達成として対応します。本ローンの実行後に当社がSPTsを変更しても、既に実行した本ローンのSPTsは変更されません。ただし、サステナビリティ・リンク・フレームワーク（以下、本フレームワーク）策定時点で予見し得ない、本フレームワークに重要な影響を与える可能性のある状況（M&A、各国規制の変更または異常事象等）が発生し、KPIの測定方法、SPTsの設定、前提条件やKPIの対象範囲等を変更する必要が生じた場合、またはSPTsの達成期限経過後にファイナンス期間に応じたSPTsの再設定を行う場合、当社は適時に変更事由や再計算方法を含む変更内容を開示するとともに、これらの変更内容を踏まえた従来評価基準と同等以上の野心度合いが認められるSPTsを設定すること等について関係者と協議の上、外部評価機関から評価を取得することがあります。

以上

ご注意：このお知らせは、当社の劣後特約付サステナビリティ・リンク・ローンによる調達に関して一般に公表することを目的としており、一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的としておりません。